

平成 18 年 3 月 30 日  
企業会計基準委員会

**企業会計基準適用指針第 12 号**

**「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」の公表**

**公表にあたって**

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、「金融商品に係る会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）が定めるその他の複合金融商品の会計処理に係る現行の実務上の指針について、当該指針の公表時には想定されていなかった物価連動国債などの金融商品に対しては必ずしも適当ではないのではないかという指摘があることを受けて、現行の金融商品会計基準の下で、その見直しを検討してまいりましたが、平成 18 年 3 月 28 日の第 101 回企業会計基準委員会において、標記の企業会計基準適用指針（以下「本適用指針」という。）を承認しましたので公表いたします。

本適用指針につきましては、平成 18 年 1 月 27 日に公開草案を公表し、広くコメントの募集を行った後、当委員会において寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で公表するに至ったものです。

## **本適用指針の概要**

### **■ 背景**

日本公認会計士協会から公表されている「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品会計実務指針」という。）は、金融商品会計基準を実務に適用する場合の具体的な指針として、その役割を果たしてきたものと考えられる。しかしながら、物価連動国債など、公表時には想定されていなかったその他の複合金融商品に対しては、必ずしも適切な会計処理を示しているとはいえないのではないかという意見も多い。このため、当委員会では、その他の複合金融商品の会計処理に関する審議を行い、当該会計処理に関する適用指針をとりまとめた（第 17 項参照）。

### **■ 組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性がある例**

「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」では、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性がある場合に、当該複合金融商品の評価差額が損益に反映されないときには、当該複合金融商品を構成する個々の金融資産又は金融負債を区分して処理することが必要であるとしている。この点を踏まえ、本適用指針では、その他の複合金融商品を区分処理して時価評価するかどうかについて、次のように取り扱うこととした。

- (1) 組込デリバティブの経済的性格及びリスクと現物の金融資産又は金融負債の経済的性格及びリスクとが緊密な関係にない場合、これまでと同様に、組込デリバティブのリスクが、契約上、当初元本に及ぶかどうかをもって判断する（第 6 項(1)及び第 20 項参照）。
- (2) 組込デリバティブの経済的性格及びリスクと現物の金融資産又は金融負債の経済的性格及びリスクとが緊密な関係にある場合、組込デリバティブのリスクが当初元本に及ぶ可能性が低いといえるものについては、現物の金融資産又は金融負債にリスクが及ぶ可能性はないものとして取り扱う（第 6 項(3)及び第 25 項参照）。

### **■ 緊密な関係にある組込デリバティブについて**

本適用指針では、金利に係るデリバティブの他、物価指数や一定の信用リスクに係るデリバティブも、その経済的性格及びリスクと現物の金融資産又は金融負債の経済的性格及びリスクとが緊密な関係にある組込デリバティブに含むものとした（第 26 項参照）。

- (1) 物価指数に係るデリバティブについては、一般に、変動利付金融資産又は金融負債の変動金利部分に物価水準の変動も含まれていることから、これらの経済的性格及びリスクは緊密な関係にあると考えられる。
- (2) 債務者自身の信用リスクに係るデリバティブについては、利付金融資産又は金融負債には、当該債務者の信用リスクが含まれていることから、これらの経済的性格及びリスクは緊密な関係にあると考えられる。

また、第三者の信用リスクに係るデリバティブが組み込まれている場合、これらの経済的性格及びリスクは緊密な関係にないが、特別目的会社が高い信用力を有する利付金融資産を裏付けにして当該特別目的会社以外の参照先の信用リスクに係るデリバティブを組み込んだ複合金融商品を発行している場合のように、当該複合金融商品が実質的に当該参照先の信用リスクを反映した利付金融資産と考えることができる場合には、債務者自身の信用リスクに係るデリバティブが組み込まれている場合に準じて取り扱う。

このような現物の金融資産又は金融負債の経済的性格及びリスクと緊密な関係にある組込デリバティブについて、区分して時価評価するかどうかは、当初元本に及ぶ可能性の程度を評価して判断するものとした（第 25 項参照）。

この際、物価連動国債については、これまでの消費者物価指数の動向等を踏まえると、一般に、組込デリバティブのリスクが当初元本に及ぶ可能性は低いと考えられる。また、特別目的会社が高い信用力を有する利付金融資産を裏付けにして当該特別目的会社以外の参照先の信用リスクに係るデリバティブを組み込んで組成された複合金融商品については、当該複合金融商品全体の信用リスクが高くない場合、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産の当初元本に及ぶ可能性は低いと考えられる。このため、これらの複合金融商品については区分処理しないものとした（第 27 項参照）。

#### ■ 適用時期等

本適用指針は、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用する。ただし、平成 18 年 3 月 31 日以後終了する事業年度から適用することができる。

以 上